

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：茨城県
農業委員会名：茨城町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,310
自給的農家数	668
販売農家数	1,642
主業農家数	431
準主業農家数	266
副業的農家数	945

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,217
女性	3,093
40代以下	2,389

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	222
基本構想水準到達者	47
認定新規就農者	0
農業参入法人	17
集落営農経営	14
特定農業団体	14
集落営農組織	

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,410	2,680				5,090
経営耕地面積	1,912	1,678	1,381	282	15	3,590
遊休農地面積	73	91				164
農地台帳面積	1,881	3,951				5,832

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	10	10	5

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和元年12月現在)	管内の農地面積 5,090.0 ha	これまでの集積面積 1,215.4 ha	集積率 23.88 %
課 題	担い手への集積は徐々に進んでいるが、農地が分散傾向にあり、作業効率が良好とまではいかない状態である。担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を活用する。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,335.4 ha 目標設定の考え方: 農業生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があることから、平成35年度までに担い手への農地集積目標を1,850haとし、担い手への農地集積・集約化を推進する。	(うち新規集積面積 120 ha)
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定と農地中間管理機構の制度の周知とPRや募集を行い3月、6月、9月、12月を基本に広告を実施する。担い手への農地集積を農地中間管理機構を活用しながら集積を図る。 ・町農業部門、茨城町農業公社との連携を強化し、拡大意向のある担い手圃場周辺を中心に、農地所有者の意向確認を進め、農地集積・集約を進める。 	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	6 経営体	5 経営体	0 絏営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	6.4 ha	5.5 ha	0 ha
課 題	農業政策課、町農業公社及び農協・普及センターと連携し、新規の青年就農者及び定年帰農者の掘り起しを図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	3.0 ha
活動計画	通年、新規就農相談を行い、青年就農給付金の活用など農業政策課、町農業公社及び農協・普及センターと連携して、新規の青年就農者及び定年帰農者の掘り起しを図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和元年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	5,249.8 ha	164.2 ha	3.13 %
課 題	担い手の高齢化や後継者不足、相続等により農家以外の者が農地を取得することによる耕作放棄地の増加対策が課題。また、耕作放棄地化する立地的な原因を解消するため、土地改良や面的集積の推進が必要と考える。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 50 ha		
	目標設定の考え方: 当町の農地等の利用の最適化に関する指針との整合性から50haの解消を目指す。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	25 人	6月～8月	8月～9月
農地の利用状況調査	調査方法	・管内全域を5地区に分け農業委員が調査を実施する。 遊休化している場合は、耕作放棄地の区分や状況を地図等に記録する。 ・遊休農地の所有者等に今後の農地利用に対する意向調査及び農地の適正な利用の指導等を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
その他	11月～12月	1月～3月	
	地元農業委員及び農地利用最適化推進委員による口頭指導の実施。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5,090.0 ha	0.0 ha
課 題	違反転用防止として、早期発見と指導が非常に重要である。また、農家各戸へパンフレットを配布し、啓発を行う。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	違反転用の発生防止に向けた取組
	・違反転用を防止する啓発・監視活動として農地パトロール調査を実施する。 ・農地法の周知に努める。 違反転用に対する指導 ・違反転用の疑いのある農地について、地域ごとに整理し違反転用者には、個別には正指導を行う。
	違反転用の発生防止に向けた取組
	・違反転用を防止する啓発・監視活動として農地パトロール調査を実施する。 ・農地法の周知に努める。 違反転用に対する指導 ・違反転用の疑いのある農地について、地域ごとに整理し違反転用者には、個別には正指導を行う。

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入